

平成31年4月4日
九州地方整備局

建設分野における特定技能外国人の受入れに関する 説明会を開催します！

先の臨時国会において、新たな在留資格『特定技能』の創設等を内容とする「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」(平成30年法律第102号)が成立しました。[H30.12.8成立/H30.12.14公布]

特定技能の在留資格に係る制度は、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みとされており、建設分野もこの制度の対象となっています。(制度開始：H31.4.1)

今般、本制度の施行を受け、建設企業、建設業団体等を対象に制度概要等についての説明会を開催致します。

記

- 開催日時： 平成31年5月13日(月) 10:00~11:30
- 開催場所： 第三博多偕成ビル 4階会議室(福岡市博多区博多駅南1丁目3番6号)
- 対象者： 建設企業、建設業団体等
- 定員： 130名
- 参加申込：事前申込制となりますので、別紙「参加申込書」に必要事項を記載のうえ、平成31年4月24日(水)までに、FAXにて申し込みください。
申込みの受付については、先着順とし、定員になり次第、締切りとさせていただきます。
※なお、会場の広さに限りがありますので、各団体等1名の申し込みとさせていただきます。
- その他：参加無料
来客用駐車場はありませんので、周辺の有料駐車場を御利用いただくか公共交通機関を御利用ください。
取材可。取材を希望される方は時間までに受付へお越し下さい。
制度の詳細については、下記ホームページをご覧ください。
法務省：http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html
国土交通省：http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000118.html

(問合せ先)

九州地方整備局 建政部	092-471-6331 (代表)
	092-409-4201 (直通)
建設産業課長	広瀬 祐一郎 (内線6141)
課長補佐	熊本 貞賢 (内線6142)
経営支援係長	坂本 貴昭 (内線6149)

九州地方整備局 建政部
建設産業課 経営支援係 行
【FAX:092-476-3511】

申込締切日:平成31年4月24日(水)

建設分野における特定技能外国人の 受入れに関する説明会参加申込書

団 体 名 (企 業 名 等)	
所 在 地	〒 —
申 込 者 名	
連 絡 先	TEL () —
	FAX () —

所属・役職	参加者氏名

- ①本申込書に必要事項を記入のうえ、FAXにてお申込下さい。
- ②申込みの受付については、先着順とし、定員になり次第、締切りとさせていただきます。
※なお、会場の広さに限りがありますので、各団体等1名の申し込みとさせていただきます。
- ③来客用駐車場はありませんので、周辺の有料駐車場を御利用いただくか、公共交通機関を御利用ください。
- ④ご記入いただいた個人情報、本説明会以外の目的には使用することはありません。
- ⑤当日は申込みに利用した参加申込書（FAXした参加申込書）の写しをお持ちください。